

徳島県奨学金の未収金に対する支払督促の実施について

1 未収金の状況について

未収金の額や滞納者数は年々増加しており、平成23年度における未収金は、70,476,360円、滞納者数は659名である。

平成24年度における未収額、滞納者数についても大幅に増加する見込みである。

2 趣旨・目的

再三の督促(電話、文書、訪問)等の一連の返還指導にもかかわらず、返還を行わない長期の滞納者に対して、法的措置(支払督促)を実施することで未収金を削減し、一層の歳入確保と新たな未収金の発生を防止することとする。

3 支払督促について

簡易裁判所が、債権者の申立てのみを書面で審査し、債務者に対して金銭の支払いを督促する手続きであり、債務者が不服である場合は、支払督促に対して異議申立てを行う。確定判決と同じ効果を簡易・迅速に得られる制度である。

支払督促の申立てには議会の議決を要しないが、債務者から異議の申立てがある場合には通常の訴訟に移行し、「訴えの提起」として議会の議決が必要となる。

4 導入による効果

(1) 返還者の公平性・公正性が維持できる。

(2) 貸与財源となる歳入が確保できる。

5 支払督促の対象者

(1) 過年度滞納分について再三の督促(電話、文書、訪問)等の一連の返還指導にもかかわらず、1年以上返還がない長期の滞納者

(2) 県内・県外を問わず住所地が明らかな者

(3) 法的措置を講じることで、返還が可能であると見込まれる者

(4) 支払督促の相手方は、原則として滞納者及び連帯保証人とする。

但し、滞納者又は連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当し、返還することが極めて困難な場合は、当分の間、支払督促の申立ては行わないものとする。

- ① 長期療養のとき
- ② 罷災のとき
- ③ 生活保護法による保護を受けているとき
- ④ 生活困窮のとき

6 実施対象者選定の考え方

- (1) 滞納者のうち、滞納期間が相当程度長期にわたる者や滞納金額が多額であるなど、支払督促を優先的に行う者をリストアップする。
- (2) (1)のうち、福祉部局の職員や学識経験者（法律・経済）等からなる「徳島県奨学生の返還に係る未収金対策会議」において、専門的な見地から公平性に配慮して対象者を決定する。

7 スケジュール

- ・ 6月下旬 支払督促の予告通知発送
- ・ 8月下旬 支払督促の申立て